

令和7年1月15日(水)より

保険確認窓口を設置します。

※ その月最初の受診時には保険確認窓口で、保険証確認をした後でないと再来受付機で受付できません。

① 窓口（マイナー保険証専用）

マイナー保険証（マイナンバーカード）

※「資格情報のお知らせ」も併せてご持参ください。

② 窓口（マイナー保険証以外（公費医療証も含む））

紙の保険証もしくは資格確認書及び各種公費負担書証

【窓口配置図】

